

## 外国人の入国・再入国に係る追加的な防疫措置について

令和2年8月28日現在

1 9月1日以降、上陸拒否の対象地域に滞在歴がある外国人（注1）が入国・再入国する場合は、防疫上の観点から、原則として、追加的な防疫措置が必要となります。

2 具体的には、①新規入国しようとする外国人は、入国目的等に応じて、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において査証の発給、②8月31日までに再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）により出国した外国人は、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において再入国関連書類提出確認書の交付、③9月1日以降に再入国許可により出国する外国人は、出入国在留管理庁において出国前に受理書（注2）の交付を受ける必要があります。

また、医療機関において、滞在先の国・地域を出国する前72時間以内にCOVID-19（新型コロナウイルス）に関する検査を受けて、「陰性」であることを証明する検査証明を取得する必要があります（注3）。

検査証明の形式は次のとおりです。原則として、（1）の所定のフォーマットを使用してください。任意の様式の場合は、（2）の条件が満たされているものを準備してください。

- （1）所定のフォーマットを現地医療機関が記入し、医師が署名又は押印したもの
- （2）任意の様式（ただし、所定のフォーマットと同内容が記載されていること。具体的には、ア 人定事項（氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別）、イ COVID-19の検査証明内容（検査手法（所定のフォーマットに記載されている採取検体、検査法に限る。）、検査結果、検体接種日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日）、ウ 医療機関等の情報（医療機関名（又は医師名）、医療機関住所、医療機関印影（又は医師の署名））の全項目が英語で記載されたものに限る。）

3 出国前検査証明は、日本に到着後、原本又はその写しを、入国審査官に対し、（再入国者については、再入国関連書類提出確認書又は受理書とともに）提出してください。

入国審査官に対し、これら必要な書類を提出できない場合には、出入国管

理及び難民認定法に基づき、上陸拒否の対象となります。

また、偽変造された出国前検査証明を提出するなどして上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となることがあります。

(注1) 以下の外国人を除きます。

- ・特別永住者
- ・「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する外国人

(注2) 9月1日以降に再入国許可により出国する場合は、出国前に出入国在留管理庁から受理書の交付を受ける必要があります。受理書の交付を受けずに出国した場合は、原則として、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となりますので御注意願います。

受理書の交付手続は[こちら](#)を参照。なお、9月1日から9月6日の間に出国を希望する場合は、直接、空港の出国審査場で入国審査官に再入国予定を申し出てください。

(注3) 日本に入国・再入国することについての緊急性が高いと認められる場合は、出国前検査証明の取得は必要ありません。

この場合、査証又は再入国関連書類提出確認書の申請に当たって、日本国大使館・総領事館において、緊急に日本に入国・再入国する必要がある旨を申し出るとともに緊急性を疎明する書類を提出する必要があります。

緊急性が高いと認められる具体的な事例には以下のようなものがあります。

- 日本の医療機関での手術等の治療（その再検査を含む。）や出産のために、緊急に日本に入国・再入国する必要がある。  
（疎明する書類の例：緊急に渡航する必要があることを示す医師作成の診断書など）
- 日本に居住する重篤な状態にある親族を見舞うため又は死亡した親族の葬儀に参列するために、緊急に日本に入国・再入国する必要がある。  
（疎明する書類の例：重篤な状態にあることを示す医師作成の診断書、死亡証明書、対象者との親族関係を示す公的文書など）

連絡先：出入国在留管理庁出入国管理部審判課

電話：（代表）03-3580-4111（内線4446・4447）